

# 令和4年4月1日から利益相反のルールの一部 が変わりました。

発行日 2/022.3 修正日 2023.2

## 【背景 大学における研究インテグリティの確保の要請】

- ・近年、外国からの不当な影響による利益相反・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化。
- ・米国等主要国では、国際研究協力を重視・大学等の自主性を尊重しつつ、対応策が講じられてきている。
- ・我が国としても、こうしたリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めていくため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠に。



(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議で以下の政府方針を決定)(注1)

- ① 研究者自身による適切な情報開示
- ② 大学・研究機関等のマネジメントを強化
- ・関係の規程や体制の整備に関する周知・連絡(→令和4年度中に所管省庁によるフォローアップを実施)
- ③ 公的資金配分機関による申請時の確認
- ・競争的研究費に関するガイドライン等を改定(令和3年12月17日改正)(注2)
  - ー申請者に対し国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求める(注3)
  - 一所属機関に対し、利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認
- (注1)「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(統合イノベーション戦略推進会議決定令和3年4月27日)」→ この政府方針の決定に伴い文部科学省担当4局長から各国立大学法人等の長宛てに依頼文書が送付されてきている。(「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について(依頼)」(文部科学省科学技術・学術政策局長・高等教育局長・研究振興局長・研究開発局長 文科科第70号令和3年4月27日))
- (注2) 競争的研究費の適正な執行に関する指針(令和3年12月17日改正)
- (注3) 上記(注2)の令和3年12月に改正された指針では、このことについて次のように記載されている。(以下抜粋)
  - ② 応募時に、研究代表者・研究分担者等について、現在の他府省 を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況(制度名、 研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)や、現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報を応募書類や共通システムに記載させる。なお、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。(競争的研究費の適正な執行に関する指針p.3)
  - ⑥ ②の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること、また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。(競争的研究費の適正な執行に関する指針pp.4~5)

## 【利益相反規則改正の概要】

1. 随時報告の追加	・これまで年1回の報告のみであったものを事案のつど報告を求める(修正報告もあり)
2. 企業等の範囲の拡大	・報告の対象を株式等の保有を除いて本学と契約関係にある企業等という条件を外し全ての企業等 に拡大
3. 個人的な利益の範囲の改定	・兼業報酬、実施料等収入、給与、株式等の保有に加えて、企業等からの本学の管理下にない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものは金額にかかわらず全て対象とする(注)
4. 職員又は役員の本人 以外の分について報 告義務の改定	・これまで本人以外の報告の対象を「生計を一にする二親等以内の親族」としていたのを「生計を一にする一親等以内の親族」に改め、かつ、当該義務を株式等の保有の場合に限ることとした
5. 施行期日	・令和4年4月1日から施行する

### (注)「企業等からの本学の管理下にない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務 の信頼性を損なうおそれのあるもの」について

例えば、民間の研究支援団体から教員個人が研究資金の提供を受けた場合には、本学では教員個人から学長宛てに 寄附してもらい本学でその経理を行う取扱いとしているので本学の管理下にあることになる。 このように、実際には、企業 等からの本学の管理下にない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務の信 頼性を損なうおそれのあるもの、というのは稀なケースであり、ほとんどは本学の管理下にあると考えられる。

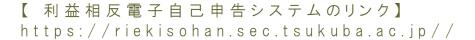
なお、企業等からの依頼を受けて講演や原稿執筆を行う場合、本学に兼業の届を提出していれば本学の管理下にあることになり、「兼業報酬」として報告することになる。兼業にあたらない原稿執筆により謝金を受け取った場合については、職務外の行為に対して謝金を受け取ったものであり「職務に関連するもの」に該当せず、かつ、このような原稿執筆はそれぞれの分野において長年にわたり広く慣行として行われているので「職務の信頼性を損なうおそれがあるもの」にも該当しないため報告義務の対象外となる。

#### ※職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものの具体的事例

- ・職務に関連するもの:外国政府の関連機関等から教員が大学で行う研究のための資金や設備などの提供を受けることなどが想定される。このほか、企業等から研究設備の提供を受けて研究室で使用していたが、寄附等の手続を取ることを失念していた場合なども含まれる。
- ・職務の信頼性を損なうおそれのあるもの:外国政府の関連機関等や外国の大学で何らかの役職に就きその給与を受けている場合(間接的には職務に関連している場合もあるが、形式的にはしない)や、これらの機関等から高額の贈与品などを受けている場合などで、これらにより第三国の政府機関への技術流出が懸念されることによって国際的な信用の低下につながるおそれのある場合。

規則改正に対応した利益相反電子自己申告システムが2022年12月に稼働しました。申告はこのシステムをご利用ください。

※ 旧システムからのデータ引継ぎがないため、 2022年11月以前に申請を行ったデータを複写して申請することができませんのでご注意ください。





【お問い合わせ】利益相反・輸出管理マネジメント室

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学 共同研究棟A 409号室 Tel 029-853-2877 FAX: 029-853-5816 E-mail coisec@un.tsukuba.ac.jp URL https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/



◎e-learning公開中→「利益相反自己申告制度の変更について一研究インテグリティへの対応一」 https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/about/e-learning/